

科学的介護推進体制加算（LIFE加算）

算定目的	・事業者がサービス提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。	※データーを提出して終了ではなく、フィードバックを踏まえて計画書等の改善に活かしていただくことで、質の高いケアにつなげてゆくことが重要です。
	・上記の場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	
算定要件	① 利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・その他の心身の状況などに係る基本的な情報をLIFEを使って厚生労働省に提出していること。	※勤や経験ではなく「科学的根拠に基づいた介護ケア」の実現を目指してください。 ※「科学的介護」とは「科学的根拠に基づく介護」のことであり、科学的介護で大切にされているのは客観的で科学的な根拠、つまり「エビデンス」が重要となります。
	② 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービス提供にあたって、①に規定する情報とその他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
	③ 初回のデーター提出から3か月ごとにデーターの提出をする。	
	④ 利用者ごとに算定要件を満たしていること（利用者1人ひとりの必要情報がLIFEに提供されいること・PDCAサイクルが活用されている）	

※「科学的介護推進体制加算」の算定において、「ケアプラン」に位置付けることは必須ではありません。

ただし、PDCAサイクルを通じて通所介護計画書が見直された場合は、ケアプランも修正されているのが自然な形だと考えます。